

～ 相談窓口（市内） ～

★ 沼田市役所 市民協働課市民相談係

0278-23-2111（内線3057）

沼田市下之町888番地
テラス沼田3階11番窓口

平日8:30～17:15
（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）

★ NPO法人 結いの家

0278-22-2035
月～土曜9:00～17:00
（日曜・祝日は休み）

結いの家では・・・
家族内の問題、DV・虐待・共依存症・
貧困など、またそんなに大きな問題でな
くても夫婦や親子関係など日常生活の中
でお悩みを抱える方に、精神的、身体的
援助を実施

DV被害者支援事業

その① シェルターでの一時保護

身体的、精神的な支援を実施
本人の希望により社会的自立
のための支援も実施

その② DV被害者プログラム

DV被害女性のために、チカ
ラを付けるプログラムを実施

その③ DV防止啓発活動

DV・デートDV防止プログ
ラムを一般・中学生・高校生
・大学生に向けて実施

その④ 家族療法による支援

家族の承諾・協力を得て実施

★ 群馬県警察 沼田警察署

0278-22-0110
24時間受付

～ 相談窓口（市外） ～

★ DV相談ナビ ^{はれば} #8008（短縮）
最寄りの相談窓口に自動転送

★ 群馬県女性相談支援センター
（配偶者暴力相談支援センター）
027-261-4466
平日 9:00～19:30
土曜 10:00～17:00
日曜 13:00～17:00

★ 群馬県警察本部
ストーカー・配偶者暴力対策係
027-243-0110
平日8:30～17:15

★ 群馬県警察本部
警察安全相談室
027-224-8080
#9110（短縮）
24時間受付

★ 前橋地方法務局 人権擁護課
女性の人権ホットライン
0570-070-810
平日8:30～17:15

★ 法テラス群馬
DV等被害者法律相談
0570-078320
平日9:00～17:00

★ 群馬県性暴力被害者サポートセンター
Save ぐんま
#8891（全国共通短縮ダイヤル）
027-329-6125
平日9:00～17:00

★ 男性DV被害者相談電話
027-263-0459
毎月第2・第4水曜 12:00～13:30

★ 内閣府 DV相談+（プラス）
0120-279-889
24時間受付
メール、チャットでも受付
<https://soudanplus.jp/>

配偶者、パートナー、恋人
からの暴力に悩むあなたへ

配偶者、パートナー、恋人から、身体や
心が傷つくようなひどいことをされたら、
それはDV（ドメスティック・バイオレ
ンス）です。

我慢をしたりひとりで悩まないで、相談
してください。

沼田市役所

市民協働課 市民相談係

☎ 0278-23-2111
（内線3057）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者、パートナー、恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のことをいいます。

暴力の種類

身体的暴力

殴る蹴る

物を投げる

首をしめる

刃物で脅す

精神的暴力

大声でどなる

無視する

何でも従うように強要する

「誰の嫁ぎで食べているんだ」と見下す

社会的暴力

人との付き合いを制限する

手紙などをチェックする

外出させてくれない

SNSなどをチェックする

経済的暴力

生活費を渡さない

貯金を勝手に使う

働くことを妨害する

家庭の収入について一切知らせない

性暴力

嫌がっているのに性行為を強要する

中絶を強要する

裸の写真や動画を無理やり撮る

ポルノビデオや雑誌を無理やり見せる

子どもを巻き込んだ暴力

子どもの前で暴力を振るう

子どもへの暴力をほめかす

子どもに言いたいことを伝えさせる

子どもに悪口を吹き込む

デートDVとは

デートDVとは、恋人同士の間にかかるDVのことです。
殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、「他の異性と会話をするな」と命令したり、交友関係や行動の監視、着信履歴やメールのチェックなど、自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動もデートDVです。相手の行動制限などの束縛を愛情と勘違いし、実際には暴力を受けていることに気づきにくい点がデートDVの特徴と言えます。
恋人が怖い、恋人の機嫌が悪いとビクビクする、言いたいことが言えないなどと感じたら、二人の関係をもう一度見直してみてください。

DVは人権侵害

～女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク～



～パープルリボン～
女性に対する暴力をなくそうとのメッセージが込められています。



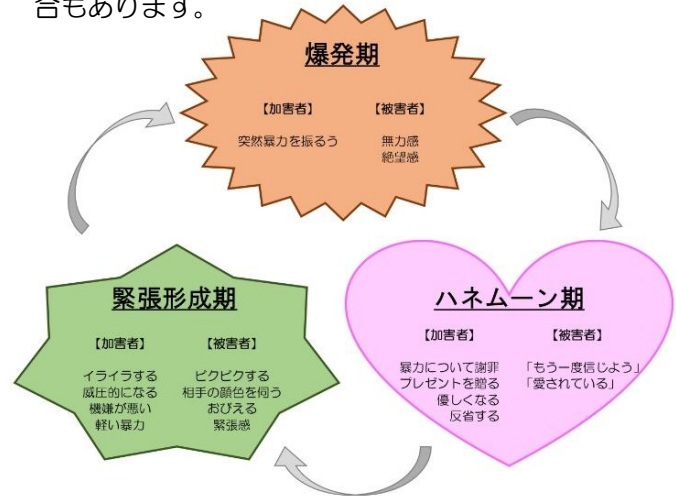
DVは、他の暴力と異なり、家庭内や個人間の問題として扱われがちで、表面化しにくいという特徴を持っています。身近な人に相談しても、「我慢が足りない」などと思われたり、単なる夫婦喧嘩とみなされることもあります。しかしながら、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。

誰もが安全で自分らしい生活を送る権利があります。ひとりで抱え込まずに、まずは相談することが解決への一歩です。
我慢をしたりひとりで悩まないで、相談してください。



DVのサイクル

多くの場合、DVには次のサイクルがあると言われています。ちょっとしたことでストレスをためていく「緊張形成期」、激しい暴力を振るう「爆発期」、一転して優しくなり反省・謝罪する「ハネムーン期」。このサイクルが繰り返されることにより、支配・被支配の関係はますます強化されてしまいます。その結果、心身共に疲弊し、逃げる機会や気力を失い、サイクルから抜け出せなくなってしまうのです。経済的理由や将来への不安などから逃げられない場合もあります。



被害者への影響

身体的暴力による直接のけがのほか、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したり、無力感や絶望感に苛まれたりするなど、そうしたことから対人不信やうつ病を招く場合もあり、その影響は広範囲にわたります。また、避難のために引っ越しをする必要がある場合は、住み慣れた土地を離れることによる喪失感ももたらします。このようにDVは、被害者の生活を大きく変えてしまうのです。

子どもへの影響

DVが行われている家庭では、子どもが親から暴力を受けていることもあります。また、親のDVを目撃することは心理的虐待になり、子どもの心を深く傷つけます。暴力のある家庭環境におかれた子どもは、情緒不安定になりやすく、良好な人間関係が持てなくなって学校に行きたくなくなるなど、さまざまな影響が表れます。このように、子どもの成長や発達に悪い影響を与えます。